

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人いとう耳鼻咽喉科クリニック
 ① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
 ② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
 ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県呉市三条三丁目2番7号
- (3) 設立認可年月日 平成 17 年 2 月 4 日
- (4) 設立登記年月日 平成 17 年 2 月 25 日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	伊藤 衛	いとう耳鼻咽喉科クリニック管理者
理 事		
理 事		
理 事		
理 事		
監 事		
監 事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設 の 名 称	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診 療 所	いとう耳鼻咽喉科 クリニック	広島県呉市三条三丁目2番7号	一般病床 0 床 療養病床 0 床

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当業務なし		

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当業務なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和3年10月11日

令和2年度決算の決定

令和4年8月31日

令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人いとう耳鼻咽喉科クリニック

所在地 呉市三条三丁目2番7号

財 産 目 録

(令和4年8月31日現在)

1. 資 産 額	162,995 千円
2. 負 債 額	14,385 千円
3. 純 資 産 額	148,610 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	100,815
B 固 定 資 産	62,180
C 資 産 合 計 (A+B)	162,995
D 負 債 合 計	14,385
E 純 資 産 (C-D)	148,610

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人いとう耳鼻咽喉科クリニック

所在地 呉市三条三丁目 2 番 7 号

貸 借 対 照 表

(令和4年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	100,815	I 流 動 負 債	13,347
II 固 定 資 産	62,180	II 固 定 負 債	1,038
1 有 形 固 定 資 産	12,313	負 債 合 計	14,385
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	49,867	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	138,610
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	148,610
資 産 合 計	162,995	負 債 ・ 純 資 産 合 計	162,995

様式４－２（診療所のみを開設する医療法人）

法人名 医療法人いとう耳鼻咽喉科クリニック
所在地 呉市三条三丁目２番７号

損 益 計 算 書
(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	122,542
2 事業費用	140,743
本来業務事業損失	18,201
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	18,201
II 事業外収益	1,905
III 事業外費用	0
経常損失	16,296
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	16,296
法人税等	71
当期純損失	16,367

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人いとう耳鼻咽喉科クリニック

理事長 伊藤 衛 様

私は、医療法人いとう耳鼻咽喉科クリニックの令和2会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月10日

医療法人いとう耳鼻咽喉科クリニック

監事